

仕 様 書

業務名：ワークセンター公用車（箱バン）リース業務

1	リース期間	納車日から7年間 (地方自治法第234条の3に規定する長期継続契約)
2	納車日	令和6年9月1日まで(令和6年9月1日～リース開始)
3	納車場所	東伯郡琴浦町大字赤碕1140番地1 琴浦町役場 建設住宅課
4	車種	軽貨物用乗用車(軽箱バン)
5	台数	1台(新車)
6	車両仕様	別紙1「リース車両仕様表」のとおり
7	支払方法	原則、一月毎の後払いとする。
8	入札金額	リース期間7年のメンテナンスリースに係るリース料の合計を入札金額(消費税抜き)として記入する。
9	リース料に含まれる費用	車両代、登録諸費用、自動車重量税、自賠責保険、自動車税(環境性能割を含む)、自動車リサイクル法にかかる費用
10	メンテナンスリースサービス内容	<ul style="list-style-type: none"> ・車検(3回) ・法定点検(12ヶ月点検3回) ・6ヶ月点検(7回) ・一般消耗品交換 ・通常使用で発生した故障の修理、代車 ・油脂類交換・補充(エンジンオイル6ヶ月点検ごと13回、オイルエレメント6回) ・バッテリー交換(1回) ・タイヤ更新(ラジアルタイヤ[夏タイヤ4本]、スタッドレスタイヤ[冬タイヤ4本]) ・夏冬タイヤ交換(14回) ・ブレーキオイル交換(車検時) ・冷却水交換(車検時) ・タイヤ預かりサービス(夏冬タイヤ)
11	リース契約の取扱い	落札者又は落札者が指定するリース会社と契約を締結
12	リース期間満了後の措置	返還(クローズドエンド方式)
13	その他の事項	<ol style="list-style-type: none"> 1 この仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、別途協議するものとする。 2 リース満了時には賃借人と賃貸人の双方が車両の状態を確認し、必要がある場合は賃借人が修繕して返還する。